

《予算関係案件》

議第5号 令和4年度 南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）について

【議案資料 1】

《条例改正関係案件》

議第6号 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について

【議案資料 2】

令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第1号）について

南奈良総合医療センター 病院事業補正予算の概要

資本的収入

補正予算額 90,000千円

【補正理由】発熱外来棟建設に伴う事業費増額のため

項) 企業債

目) 企業債

- ・病院事業債 ..... 90,000千円

※ 過疎対策事業債によるご支援をいただけた場合には、  
他会計負担金及び他会計借入金に財源を更正する予定です。

※補正前予算額 131,017千円  
補正後予算額 221,017千円

資本的支出

補正予算額 90,000千円

【補正理由】発熱外来棟建設に伴う資材高騰等のため

項) 建設改良費

目) 病院改築事業費

- ・工事請負費（発熱外来棟） ..... 80,259千円
- ・設計監理費（ " ） ..... 8,250千円

目) 器械備品購入費

- ・簡易ベット・HEPAフィルター等（発熱外来棟） ..... 1,491千円

※補正前予算額 438,827千円  
補正後予算額 528,827千円

# 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算説明資料について

## 【発熱外来棟の概要】

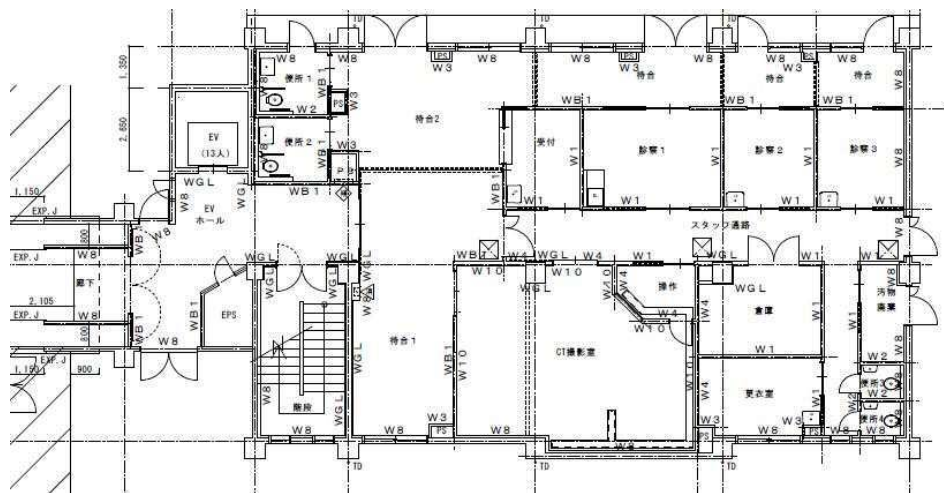
新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症への対応として、患者動線を分離できる診察室及び放射線検査設備を備えるとともに、在宅診療部門と研修設備の充実を図る。

- 建物概要 鉄筋コンクリート造 2階建て（耐震）  
延べ床面積 601.34㎡
- 建設工事 381,750千円
- 設計監理委託 8,250千円 } 計 390,000千円
- 補助金額 135,250千円
- 工期 令和4年10月1日～令和5年3月31日

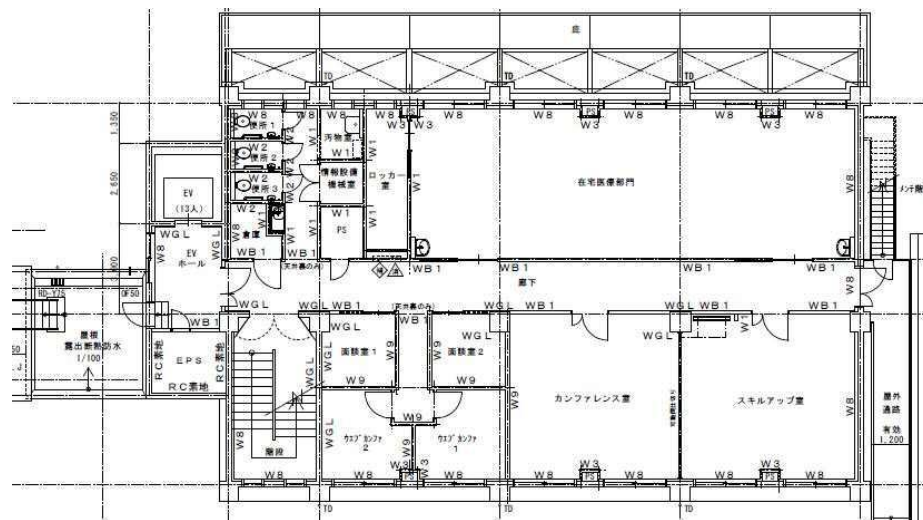
## ◆ 建設費用増の要因（3億円 ⇒ 3億9千万円）

- ・ 身障者用エレベーター
- ・ 物価上昇

【1階図面】



【2階図面】



# 南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について

## 1. 改正趣旨

「医療機関の機能分化」の推進を図るため、一般病床200床以上の地域医療支援病院に義務づけられている選定療養費（他の医療機関等の紹介状を持たずに受診する患者に対し、徴収する費用）が、令和4年度の診療報酬改正により改められたことにより所要の改正を行うものである。

## 2. 改正概要

### ○病院事業料金徴収条例（第2条関係）

病院事業料金徴収条例（第2条関係）の別表に定める「他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料」の額を厚生労働大臣が定める額に従い5,000円から7,700円に改正する。

また、「他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者に対する加算料」の額を2,500円から3,300円に改正する。

別表（第2条関係） 抜粋

現行

	南奈良総合医療センター
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料	初診料算定1回につき 5,000円
他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者に対する加算料	再診料算定1回につき 2,500円

改正後（案）

	南奈良総合医療センター
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料	初診料算定1回につき 7,700円
他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した患者に対する加算料	再診料算定1回につき 3,300円

<参考> 県内病院の選定療養費の状況（令和4年10月～）

【特定機能病院】	
奈良県立医科大学附属病院	7,700円
【地域医療支援病院】	
奈良県総合医療センター	7,700円
市立奈良病院	7,700円
奈良県西和医療センター	7,700円
済生会中和病院	7,700円

## 3. 施行日

施行日：令和4年10月1日

## 南奈良総合医療センターにおける選定療養費について（経過）

1. 病床数が 200 床以上の病院であって、地方厚生局に届け出たものは、初再診において特別の料金を徴収できる（※任意）ことを根拠にして、南奈良総合医療センターでは、**平成 28 年 4 月**の開院以来、救急車での搬送その他やむを得ない場合等を除き、全診療科を対象に紹介状なしで受診した患者から **1,100 円**の加算料を徴収
2. 令和 2 年制度改正により、地域医療支援病院及び特定機能病院は、選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払いを求めることとされた（※義務「保険医療機関及び保険医療養担当規則」§5③）  
これにより、南奈良総合医療センターでは、令和 2 年 10 月から初診 5,000 円、再診 2,500 円を徴収
3. 令和 4 年制度改正により、「厚生労働大臣の定める金額」（厚生労働省告示）が改正されたため、令和 4 年 10 月から、初診 7,700 円、再診 3,300 円を徴収予定